

意見・情報受付期間について

今般の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（仮称）案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「マイナンバー法」という。）が平成 25 年 5 月 31 日に公布され、同法において政令に委任された事項を定めるものです。これについては、主要な事項について、平成 26 年 1 月 25 日（土）から、任意の意見募集を行っていたところです。

平成 27 年 10 月（予定）の番号の付番、平成 28 年 1 月（予定）の番号の利用開始、平成 29 年 1 月（予定）の情報連携の開始など、マイナンバー法に基づき順次マイナンバー制度が施行されますが、番号を利用する行政機関や地方公共団体においては、個人番号の付番・利用、情報連携のためのシステム改修、事務フローの見直しなどが必要となります。特に情報連携へ対応するためのシステム改修については、遅くとも平成 26 年 4 月には本格的に着手している必要があると考えられます。

また、マイナンバー制度においては、民間企業が、マイナンバー法第 2 条第 13 項に規定される「個人番号関係事務実施者」として、個人番号を間接的に取り扱うことが想定されており、税、社会保障分野の行政手続における番号の導入などを踏まえ、システム改修や事務フローの見直しなどが必要となると想定され、十分な準備期間が必要と考えられます。

さらに、これら関係者の準備のためには、下位の法令である省令についても、政令の制定後、早急に整備する必要があり、平成 26 年早期に政令を公布する必要があります。

このため、今般の意見・情報受付期間については、平成 26 年 2 月 24 日（月）までの 14 日間で実施することとしたものです。